

生徒・保護者各位

2020年5月7日
新名学園旭丘高等学校
校長 水野浩

新型コロナウイルス問題に係る5月11日以降の教育態勢について

新型コロナウイルス問題に係る全国「緊急事態宣言」のもと、生徒の皆さんには学校が提示した家庭での学習と生活上の課題などを主体的に受けとめ、これを前向きに捉え着実に進めていることだと思います。本来であれば、新しい先生や仲間との出会いがあり、共に授業を創り、ホームルーム活動、生徒会活動、部活動などの自治活動に新たな気持ちで取り組んでいる時です。一日も早く生徒の皆さんのが学校で「参加・自治・学び」とした皆さん世代の発達課題に取り組める日が来ることを願い、この条件づくりを全教職員と六者懇（理事長・校長・同窓会長・PTA会長・父母懇支部代表・職員組合代表）の力を結合し、力を合せ創ってまいります。

さて、国による緊急事態宣言のもと、大型連休期間に新型コロナウイルスの感染防止と医療態勢崩壊を防ぐ目的で外出の制限など種々な「自粛」を伴う取り組みが全国的に進みました。その結果、クラスター（感染者集団）など大規模な感染の進行の防止や決定的な医療崩壊は抑える到達点を拓きましたが、5月4日の国の新型コロナウイルス対策本部（座長・内閣総理大臣）の会議では、国で決めた方針の実現を図るために緊急事態宣言をさらに5月31日まで継続させる措置が取られました。また各都道府県の知事はこの方針の具体化を図る任を続けて持つことになりました。神奈川県においても、5月31日までの緊急事態宣言を継続するとの知事見解がなされ、教育の分野では、県の教育長が県立高校に対し生徒の安全を保障する観点から5月31日までの県立高校休業の方針を発しました。

首相の5月4日の記者会見では、5月14日をめどに全国の各地域・各県において専門家を入れた分析を行い、状況によっては期限の31日を待たずに宣言を解除することを可能とした見解が述べされました。また、学校の再開については、期限の5月31日を待たずにこれを解除させる考え方の表明がありました。

本校としては、以上のような政府と所轄庁（神奈川県）の方針をふまえ、生徒の安全・安心に配慮しつつ、学校の教育活動再開への状況をふまえ段階的にこれを進める方針のもと、5月11日（月）以降の教育活動について以下のように方向づけを定めましたのでお知らせします。

- 1) 基本的には5月31日（日）まで臨時休校（家庭学習）期間を延長いたします。
 - イ. 当面5月17日（日）までは登校日を設けない完全臨時休校日とし生徒は家庭学習の期間とします。
 - ロ. 5月18日（月）からの教育活動については、5月14日（木）に行われる国の専門家会議の分析を受けた政府及び所轄庁の教育分野への方針をふまえて分散登校方式など具体的な学校方針を定めます。5月16日（土）に、一斉メール送信と学校ホームページへの掲載をもってその内容をお知らせします。
 - ハ. 生徒の皆さん第3次目の学習課題については、5月16日（土）に今後の授業・学習の進め方（形態）の見通しと共に通知いたします。
 - ニ. 6月2日（火）～5日（金）に予定されている中間試験については、学校内規上の形態（通常の中間試験の形態）での実施はいたしません。これに変わり、現在進められている課題での家庭学習及び今後進められる情報機器を活用した方法での学習を評価することを盛り込んだ方針を呈示し、在宅学習の評価としてこれを行います。具体化に関しては、5月16日に生徒・保護者の皆さんに通知します。
- 2) クラブ活動は引き続き自粛措置を取ります。
- 3) 臨時休校期間中及び第1学期の教育活動は第1校地で行うこととします。

★今回の通知でお知らせした内容については、さらに分かりやすい解説をQ&Aにしてホームページ上に掲載しますのでご覧ください。

（裏面に続きます）

[付記]

- 1) 4月25日（土）に予定されていた同窓会総会は規約に則り4月3日（金）に開かれた幹事会にて幹事会への代行任務を委託するとの措置がなされました。
- 2) 5月9日（土）に予定されていたPTA総会と父母懇談会総会については、それぞれの機関において、これを行わず延期とするとの判断がなされました。今後のPTA活動及び父母懇談会活動については、新型コロナウイルス感染拡大が鎮静化し、活動の見通しを立てることが可能となった段階で、PTA規約（父母懇談会会則）をふまえて会長と役員会において方針・計画が具体化されます。
- 3) 5月21日（木）に予定していた体育祭はこれを行わず、ホームルームづくりと全校生徒自治集団づくりにおいて体育祭が果たしていたこれまでの役割に鑑み、今後年間の学校行事計画を再構成する中で文化祭の時期にこれにかわる活動をつくることを検討していきます。
- 4) 3月31日の職員会議で決定された年間教育計画とその後の校長・学校指導部会議や校務運営委員会で確認された「内科検診・身体計測」の計画変更（2学期に実施予定）や「生徒会オリエンテーション」については、担当部署との打合せや校長－総務懇談などをもって計画を立て直し、通信による方法等でお知らせする方針です。
- 5) 今後学校の分散登校日の展望にかかわる計画が具体化されるなかで、授業・学習の新たな指導計画に基づく取り組み、ホームルームづくりと全校生徒自治集団づくりにかかわる取り組み、3年生の進路にかかわる課題を位置付けていきます。
- 6) 情報機器を活用した学習サポートを進めていくために、生徒の皆さんに“Google Classroom”へのID登録を行ってもらう必要があります。同封するプリントに皆さん一人ひとりのIDとパスワードと登録にあたっての説明が記載されていますので、よく読み、各自登録を行ってください。なお、生徒・保護者の皆さんの費用負担は通信費の他は生じません。（5月31日までは、docomo, au, softbankでは、新型コロナウイルス問題に対応する学習保障のために25歳以下の使用者のデータ通信料を50GBまで無料とする措置を取りっています。）
- 7) 「生活と学習の記録」の新たな用紙を同封します。この間書いたもの（4月22日ごろ以降の分）を同封の返信用封筒に入れて送り返してください。それ以前のものをまだ送っていない人は、前回4月22日付の通知に同封した返信用封筒を使って送ってください。（郵送料金の関係で封筒を分けてください）また、3年生で進路希望調査を、1年生で心臓病調査票をまだ送っていない人は、これも同封してください。
- 8) 既にお知らせいたしましたように5月28日に4・5月分の授業料が所定の銀行口座より引き落としとなりますのでご注意ください。
1年生の就学支援金の申請については、皆さまのご協力により、おかげさまで対象者についてほぼ全員の手続きを行う見通しが立ちました。対象となる方でまだ未申請の方がいらっしゃいましたら、まだ間に合いますので早急に申請書類を提出していただきますようお願ひいたします。なお、例年6月期に行っている2・3年生の申請手続につきましては、追ってお知らせいたします。
- 9) 今後、分散登校等を行うに際しては、学校としても校舎の入口や教室の入口に洗浄液を用意し、生徒の三密（密集・密接・密閉）を避ける体制を取る等、感染予防・拡散防止に努めます。生徒の皆さんも以下の点に留意し、安全な登校を心がけてください。
 - ①登校するに際しては、朝の検温を行い、マスクの着用、うがい手洗い（消毒）を心がけるなど感染予防対策を充分に行ってください。
 - ②発熱など体調の悪い場合は登校を差し控えてください。欠席の場合は事前に欠席連絡をしてください。
 - ③登校後に体調不良となった場合は、すみやかに教員に申し出て下さい。

なお、体調不良や感染への配慮により学校が臨時休校期間中に設定した登校日に登校できなかったことで学習の評価・評定や進路などの面で不利益となることはありません。

以上